

3 基本方針Ⅲ：生活環境の向上

より親しみやすく、より快適に、みどりの質を高めます

(1) 基本方針

○市民ニーズに対応した都市公園などの整備と運営管理を行い、利用者を増やします

- ・誘致距離概ね 1km 以内の街区公園、近隣公園などの整備を進め、公園空白地の解消に努めます。
- ・土地区画整理事業や保存緑地の買い取りなどで取得した公園予定地の整備を進めます。
- ・仙台城跡や大年寺山、貞山運河など、自然との共生を図りながら、歴史、文化と調和する公園の整備を進めます。
- ・スポーツやレクリエーションが楽しめる総合公園などの大規模公園の整備を進めます。
- ・パークゴルフ場などの運動施設や健康遊具の整備など幅広い世代のレクリエーションの場となる公園の整備を進めます。
- ・樹林地、ため池などのある公園では生物の生息・生育の拠点となる公園緑地の整備を進めます。
- ・東日本大震災から復興のシンボルとなる公園を整備します。
- ・公有地の有効活用、借地公園制度、立体公園制度の活用などによる効率的な公園整備を進めます。
- ・公園利用実態調査を実施し、市民ニーズを把握します。
- ・ワークショップなど、住民参加による公園整備を進めます。
- ・公園利用者のニーズに合わせ、既存公園の再整備を進めます。
- ・公園施設の老朽化に対して、ちようじゆみようか長寿命化計画に基づき耐用年数を考慮して、順次更新を図ります。
- ・公園遊具や街路樹については、定期的な点検を実施するなど、予防保全的な管理を行い、利用者などの安全を確保します。
- ・樹木の適正な管理、照明などの点灯時間の変更、緊急通報装置の設置、公園施設配置の配慮、愛護協力会などとの連携による定期的な巡回など、防犯へ配慮した公園の整備・管理を行うとともに、日常的な市民利用者を増やすことにより、安心して利用できる公園づくりを行います。
- ・公園施設のバリアフリー化を進めるとともに、ユニバーサルデザインを導入し、誰もが利用しやすい公園づくりを進めます。
- ・管理運営にあたっては、市民、市民団体、事業者などとの協働により、利用者サービスの質の向上を図ります。

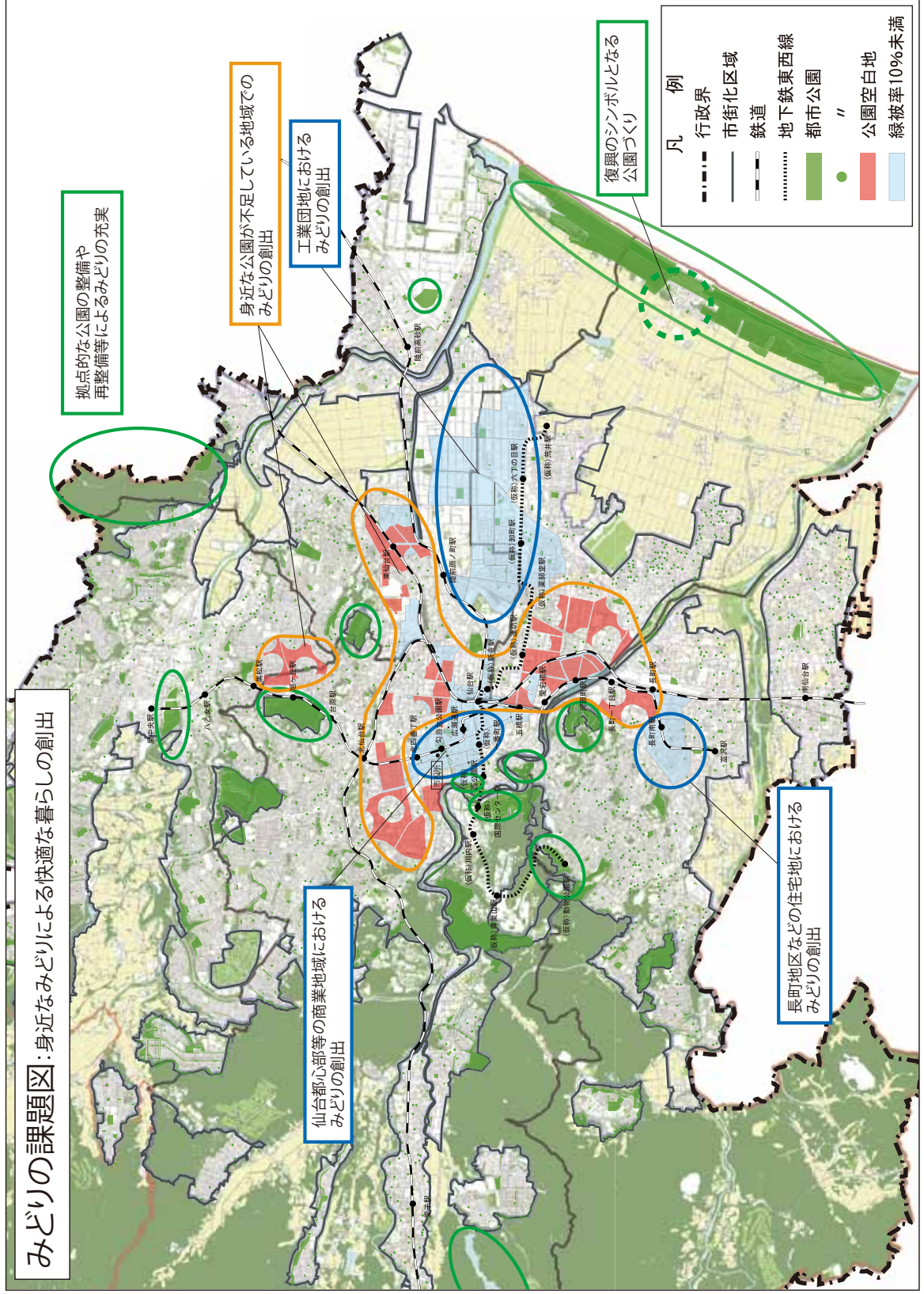
○身近なみどりを創出します

- ・「社の都の環境をつくる条例」に定めた緑化計画認定制度により、都市緑化を推進し、特にせつどうぶ接道部緑化、たそうりよっか多層緑化などの質の高い緑化の誘導を図ります。また、緑化地域制度の導入についても検討を進めます。
- ・公共施設の緑化にあたっては、民間事業者や市民への波及が期待されるため、モデルとなるような緑化を行います。
- ・連続性のある美しい並木景観を守り育てていくため、街路樹の植栽を進めるとともに、街路樹

- マニュアルに基づく、適正な維持管理を行います。
- ・河川の自然環境や自然景観を守るため、河川沿いの緑地を保全するとともに、自然景観と調和する緑化を進めます。
 - ・市街地中心部においては、生物多様性に配慮しつつ、都市景観の向上やヒートアイランド現象の緩和のため、屋上緑化・壁面緑化などの建築物の緑化や^{せつどうぶりよっか}接道部緑化・^{たそりよっか}多層緑化などの質の高い緑化を促進します。
 - ・住宅地においては、生垣化や庭木の植栽などによりみどりあふれる快適な住環境を創出し、地区計画や緑地協定の締結により統一感のあるみどりの街並みを形成します。
 - ・公共用地や未利用地を使用した花壇づくりなどにより、景観の向上を図るとともに、地域コミュニティの場をつくります。
 - ・津波被災地区などにおける緑化活動により、住宅環境の向上、心のケアや、新たなコミュニティの構築を支援します。

(2) みどりの課題図

■図表Ⅱ-2-10 みどりの課題図



(3) みどりの配置計画図

■ 図表Ⅱ-2-1-1 みどりの配置計画図

